



第12回 まっせ・はしもとに出店します！

楽しいことがあり“まっせ”の『まっせ・はしもと』が内容もさらに充実して、11月11日、12日と2日間にわたって、和歌山県立橋本体育館(橋本市北馬場地区)において開催されます。

橋本市農業委員会も市内農林業者や商工業者と並んで出店します。

農事相談会やパネル展示、米づくりの紹介、柿・ゆで玉子・野菜の配布などを行う予定ですので、ぜひ、ご近所お誘い合わせの上、橋本の秋まつり『まっせ・はしもと』にご来場ください。

認定農業者になりませんか？ ～市の認定を受けて、担い手農家を支援～

農業経営の規模拡大や生産方式の合理化など農業経営の改善に取り組む農業者が、農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けて地域の担い手農家を関係機関・団体が支援する制度です。

現在、市内では42人（平成29年7月現在）が認定農業者に認定されています。

- 農業近代化資金や農業経営基盤強化資金（スーパーJ資金）などの低利資金の利用
- 農業経営基盤強化準備金制度による税制の特例措置
- 農業者年金の保険料の国庫補助（2～5割）など



【お問い合わせ】
市農林振興課（内線6104）まで



農業者年金に加入しませんか？ ～老後の備えは万全ですか？～

農業者の平均余命と健康寿命は、3歳ほど長いと言われています。農業者年金で老後に備えましょう。



■加入資格

- ①年間60日以上農業に従事していること
- ②国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者は除く）
- ③60歳未満の人

■農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金
- 農業者年金は終身受給（80歳までの死亡一時金あり）
- 支払った保険料は全額社会保険料控除
- 保険料補助（政策支援加入）あり

【お問い合わせ】
市農業委員会（電話33-1503）
JA紀北かわかみ本店総務部
(電話42-5172)



<編集後記>

平成28年4月1日に農業委員会法が改正されたことに伴い、農業委員会制度も大きく変わりました。
橋本市農業委員会も平成30年には新しい体制でスタートを切ることになります。
新しい体制になりましたが、『農業委員会だより』は農業者の生活に寄り添った紙面づくりを目指します。

【編集委員】

- ・委員長 土井清美
- ・副委員長 池田泰子
- ・委員 芋生孝治 平田秀規
中山光弘 林 義文



農業委員章

橋本市 農業委員会だより



▲吉原地区 ほ場整備（ほじょうせいび）を行った農地

ほ場整備とは、耕地の区画整備、用排水路の整備、農道の整備、農地の集団化を実施することによって安定的に農業を営むことができる農地を作ることです。

吉原地区では、当地区が抱える農業上の諸問題に対応するため、平成20年4月から農地の整備、農道整備、農地防災事業等総合的な整備を行い、平成27年3月31日にこの事業を完了しました。

主な内容
農地利用状況調査について…2ページ
農家訪問……………3ページ
認定農業者になりませんか…4ページ



橋本市農業委員会
橋本市東家一丁目1番1号
TEL. 0736-33-1503

会長あいさつ



橋本市農業委員会会長
芋生 孝治

私達日本農業に直接関係する農業委員会として、関税に関する新聞報道等に注目しています。EUと日欧EPA協定が基本的に首脳間で合意されて、その対策が検討されています。さらに、TPP協定の離脱を表明しているトランプ大統領の動向によっては状況が厳しくなると見ています。また、TPPの妥結に向けての条件の見直しも報道されていますし、日豪の二国間の協定も迫ってきています。このような関税に関する問題に当たっては、日本の食料自給率確保のための根本的な対策が求められています。

現在、来年7月の農業委員会法の改正による公選制による新規の農業委員選出のため、その条例作成を委員会事務局が進めています。新たに設置される農地利用最適化推進委員の選出についても事務作業を進めているところです。

今年も地区担当の農業委員による一筆毎の農地利用状況調査を行っていますので、皆様のご協力をお願い致します。今年度は県の意向もあり、山林化した農地を農業委員会の農家台帳から除外し、利用できる農地を明確にする方策を検討しています。もちろん地権者の皆様の同意をいただくことになりますが、今後の農地利用最適化の推進につなげることができればと考えています。

● 8月中旬から農地利用状況調査を実施しています

橋本市農業委員会では、毎年、市内のすべての農地の利用状況を調査しており、本年も8月中旬から実施しています。この調査結果をもとに11月から休耕地や耕作放棄地を中心に、今後の農地の利用意向を確認する農地利用意向調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

貸したいという意向の農地については、橋本市農業委員会までご相談ください。

なお、全国農地ナビ（インターネットで農地情報を公開）でもお知らせする予定です。

● 農地を相続したときは農業委員会へ届出を！

相続で農地を取得した場合には農地法の許可は不要ですが、農業委員会へ届出が必要ですので手続きをお願いします。



● 違反転用はやめましょう！

農地を農地以外のものに利用することを農地転用といいますが、農地転用をする場合には、農業委員会へ許可申請の手続きが必要となります。

無断で農地を農地以外のものに転用すると農地法違反となりますので、農地転用をするときは、まずは農業委員会にご相談ください。

● 農地の貸し借りには必ず手続きを行いましょう！

農地の貸し借りには法律に基づく農業委員会での手続きが必要です。貸し主と借り主の当事者だけでの貸し借りは、後々トラブルが起きる可能性もあり危険ですので、必ず農業委員会で手続きを行ってください。



農家訪問

～ご夫婦で農業に取り組む本田さん～

橋本市高野口町九重の本田誠宏さん（55歳）は柿を中心のご夫婦で取り組まれている専業農家です。和歌山県から地域農業士として認定され、営農に励んでおられます。

本田さんは大学卒業後、25歳の頃に後を継ぐ形で就農し、以前はご両親と3人で農業に取り組まれてきました。

ご両親が体力的な理由で農作業をするのが難しくなったことから、これまで農業経験がまったくなかった奥様が一緒に農業に取り組むことになり、今はご夫婦が中心となり柿だけでなく、ミカン、ハッサク、すもも等、果樹を中心に栽培されています。

柿は選果場や直売所に出荷し、はっさくとみかんは直売所に出荷しており、奥様は朝5時前から直売所に出向き作物を出荷し、その後は直売所で販売業務もされています。

「農業に対するこだわりは、他の農家さんとは違う肥料を使うなど、人と同じことはしないこと。傾斜のきつい農地が多く消毒なども手散布しており体力的にはかなりしんどいですが、直売所に来られたお客様から『美味しいよ』と言われることが何よりの喜びです。」（誠宏さん）、「自然の流れに寄り添って、旬の物を旬の時期に、採れたての物を食べられることが農業をする喜びです。」（奥様）と農業の喜びについて語ってくださいました。



視察研修を行ないました

～農業委員会専門部会視察研修～



普及センターの取り組みについて説明を受ける



担い手養成実践農場を見学

橋本市農業委員会では、本市農業発展の参考となる先進的取り組みについて、その知識・ノウハウ等を獲得するため、毎年『果樹・畜産』、『水稻・野菜』の各専門部会合同で視察研修を行なっています。

今年は7月19日に京都府南丹市の京都府南丹農業改良普及センターを視察しました。

京都府南丹農業改良普及センターは、「農林水産業ジョブカフェ」にて農林水産業への就業を目指す方に一括して相談を実施しており、「担い手養成実践農場」、「農業大学校」、「丹後農業実践型学舎」、「農の雇用事業」等、就農希望者の定着に向けた支援や担い手の円滑な就農に向けた農業技術習得の支援など各種支援策を行っているとのことでした。

橋本市においても担い手不足は課題となっており、就農支援策などを進めていく必要があります。橋本市農業委員会におきましても今後、市へ提言を行うなど、課題に取り組んでいきたいと考えています。



▲専業農家として果樹栽培に取り組む本田さん